横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第2962号)

令和4年11月7日

横情審答申第2962号 令和4年11月7日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく 諮問について(答申)

令和2年8月24日金土第1360号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「公園占用許可申請書(令和元年度に提出された特定公園における架空線に係る申請書)」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「公園占用許可申請書(令和元年度に提出された特定公園における架 空線に係る申請書)」を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、令和2年7月28日付で行った「公園占用許可申請書(令和元年度に提出された特定公園における架空線に係る申請書)」(以下「本件審査請求文書」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、申請書及び添付書類に記録されている事務担当者の氏名(以下「本件氏名」という。)については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求人は、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、本号ただし書イに該当する旨の主張をしているが、本件氏名は人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくものではなく、それらを保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、本号ただし書イに該当しないと判断した。

(2) 条例第7条第2項第3号アの該当性について

ア 本件審査請求文書のうち、申請書及び添付書類に記録されている取引先企業名は、申請者である特定法人Aがその事業活動の過程で自ら開拓した取引先に係る情報であり、開示することにより、他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから本号アに該当し、本

号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求人は、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、本号ただし書に該当する旨の主張をしているが、取引先企業名は人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくものではなく、それらを保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、本号ただし書に該当しない。

イ 本件審査請求文書のうち、申請書に添付されている設備図及び架空線概要は、 申請者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それ らを開示することにより、独自の技術や知識により生ずる利益を害するおそれが あることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

なお、審査請求人は、当該情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であり、本号ただし書に該当する旨の主張をしているが、設備図は本件占用物件(架空線「4TSM-IFドロップ」)と連続した架空線全体及び本件占用物件と接続する近隣の類似の架空線を表した図面であり、公園内の占用箇所を特定するものではなく、架空線概要は本件占用物件で使用される製品の素材、仕様を表したものであり、人の生命、健康、生活又は財産の保護に直接結びつくものではない。したがって、それらを保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められないことから、本号ただし書に該当しない。

なお、占用物件が架空線であること及び公園内の占用箇所は、本件審査請求文 書の開示部分に明示されている。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

本件審査請求文書のうち、法人代表者印の印影については、開示することにより、 当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号本文に該当し、非開示とし た。

なお、審査請求人の主張は本号の趣旨と相反するものであり、当該情報の開示・ 非開示の判断に影響を及ぼさない。

(4) その他

審査請求人は審査請求の理由として、都市公園法(昭和31年法律第79号)第7条第7号及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第16条に違反している旨主張しているが、これらの主張は、本件処分における開示・非開示の判断に影響を及

ぼさない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見 は、次のように要約される。

- (1) 黒塗り部分をすべて開示するよう求める。
- (2) 条例第7条に個人に関する情報ただし、次に掲げる情報を除く(4)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報である。
- (3) 都市公園法第7条第7号で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする (一~十) にあてはまらない。電線とは書いてない。
- (4) 都市公園法施行令第16条に定める占用に関する制限に対する違反がある。
- (5) 今回特定法人Aの架空線の前に、令和元年(2019)に特定法人B特定個人のポスティングで無線基地局のお知らせが入り、特定緑地に40メートルの電力架空線が能見台の森の道路を通じて入ると記されていた。
- (6) 審査請求人が、特定法人Cに電話すると、金沢土木事務所で話し合いをしたと聞き、特定緑地の桜の大木3本の枝落としをしたいとの話だった。しかし、それは嘘で実際の図面には、3本の桜の大木を伐採し、架空線もありえない電柱なしの空中カーブが、書かれていた。
- (7) 今回の特定法人Aの架空線申請は、特定法人Cの申請に隠れて住民に知らせない 案件である。
- (8) 公園上空に2本の電線などありえないと思っている。
- (9) 中心に銅線でその回りに石英ガラス光ケーブル4本巻く光ケーブルは、電力線より細く、光ケーブルは刃物であり、150kgの張力と垂れ下がった線が見えず、下の道をオートバイで走行者の首に当たったらと思わずふるえる。
- (10) 上部支え電柱はすでに電線3戸が引いており、これに無線局のケーブル2本を結べば電柱が抜けて下の住宅に飛んで来る。
- (11) その他、光ケーブルによる危険が想定される。

5 審査会の判断

(1) 公園占用許可申請書に係る事務について 都市公園法第6条第2項では、都市公園の占用の許可を受けようとする者は申請 書を公園管理者に提出しなければならないと定められている。

特定公園の公園管理者は横浜市であり、占用の許可を受けようとする者は、都市公園法第6条第2項及び横浜市公園条例(昭和33年3月横浜市条例第11号)第9条各号に定める占用の目的、占用の期間、占用の場所等の事項を記載した横浜市公園条例施行規則(昭和33年3月横浜市規則第11号)第7条第1項で定める公園占用許可申請書及び横浜市公園条例第11条に定める添付書類を横浜市長に提出する必要がある。

占用許可を与える権限は、横浜市土木事務所長委任規則(昭和43年9月横浜市規 則第79号)第34号の規定により横浜市土木事務所長に委任されており、横浜市金沢 区の区域に係る公園の占用許可に関する事務は、金沢土木事務所で取り扱っている。

(2) 本件審査請求文書について

- ア 本件審査請求文書は、令和元年7月24日に提出された特定公園に係る公園占用 許可申請書であり、案内図、現場写真①から③まで、架空線施工予想図、道路台 帳区域線図、設備図及び架空線概要並びに施工計画書が添付されている。
- イ そして、本件審査請求において、審査請求人は、本件処分を取り消し、非開示 部分の全てを開示するよう求めているため、当審査会では非開示部分である本件 氏名、取引先企業名、設備図及び架空線概要並びに法人代表者印の印影の非開示 事由該当性について判断する。

(3) 本件氏名の条例第7条第2項第2号該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報 に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの・・・又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることを規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

- イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、本件氏名については、 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、 本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているので、以下検討す る。
- ウ 本件氏名は、それ自体として個人を識別しうる情報であり、本号本文に該当する。審査請求人は、本号ただし書イに該当すると主張するが、本件氏名を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定できず、本号ただし書イに該当しない。

なお、本号ただし書ア及びウには明らかに該当しない。

- エ したがって、本件氏名は、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しない。
- (4) 取引先企業名の条例第7条第2項第3号ア該当性について
 - ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

また、同号ただし書は、「ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護する ため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

- イ 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、取引先企業名については、申請者である特定法人Aがその事業活動の過程で自ら開拓した取引先に係る情報であり、開示することにより他の事業者との間で、競争上不利益を被るなど、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあることから、本号アに該当し、本号ただし書に該当しないと主張しているので、以下検討する。
- ウ 取引先企業名は、特定法人Aの取引先に係る情報であり、開示により特定法人 Aと取引関係にあることが明らかとなると、競合他社等の事業者が上記取引先企 業との間で有利な取引を行う等して、特定法人Aの円滑な事業活動を損なうおそ れがあり、本号アに該当する。

そして、取引先企業名は、開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産が保護されることは想定されず、本号ただし書に該当しない。

- (5) 設備図及び架空線概要の条例第7条第2項第3号ア該当性について
 - ア 本件処分では、実施機関は、本件審査請求文書のうち、設備図及び架空線概要

については、申請者である特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、それらを開示することにより、独自の技術や知識により生ずる利益を害するおそれがあることから、同号アに該当し、同号ただし書に該当しないと主張しているので、以下検討する。

イ 当審査会において設備図を見分したところ、設備図は、本件占用物件と連続した架空線全体及び本件占用物件と接続する近隣の類似の架空線を表した図面で、特定法人Aの独自の技術や知識により作成されたものであり、架空線概要と合わせると電気通信網が明らかになると認められる。また、配線上の数値、配線の仕方等は設計者の独自の技術的ノウハウによるものと考えられる。

そして、架空線概要を見分したところ、架空線概要は、本件占用物件で使用される製品の素材及び仕様を表したもので、申請特定法人の独自の技術や知識により作成されたものであり、設計図と合わせると電気通信網が明らかになると認められる。また、製品の素材や構造の選択等は設計者の独自の技術的ノウハウによるものと考えられる。

このような設計者の独自の技術や知識を含む設備図及び架空線概要記載の情報を開示すると、競合他社等の事業者がそれら独自の技術や知識を流用して、電線、電気通信の配線業務を受注する等して、利益を得ようとすることは十分考えられ、正当な利益を害するおそれがある。

したがって、設備図及び架空線概要は、本号アに該当する。

ウ 審査請求人は、本号ただし書に該当すると主張するが、特定公園内の占用箇所、 本件占用物件が架空線であること及びその構造、占用箇所の地上からの高さ、電 柱の位置等といった情報は、審査請求人にすでに開示されている現場写真①から ③まで、架空線施工予想図、道路台帳区域線図に記載されている。

そして、実施機関は、本件のような公園の占用許可にあたっては、架空線の高さについての指導をしているし、ボール等がぶつからないように公園内の占用箇所については、広場の部分は避ける等の指導もしている。

特定公園においても、上記の実施機関の指導により、特定公園内の上空を通過する架空線は地上からの高さが確保されているし、ボール等がぶつからないように広場の部分は避けて架空線が通されているので、特定公園内に架空線を通すことによる危険性に対する配慮はなされている。

したがって、設備図及び架空線概要を開示することにより、非開示により保護

される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められず、設備図及び架空線概要は本号ただし書に該当しない。

(6) 法人代表者印の印影の条例第7条第2項第4号該当性について

条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、開示しないことができる旨規定している。

法人代表者印の印影については、これを公にすると、偽造されるなど、第三者に 悪用されて、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあるため、本号に該当する。

(7) その他

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のことから、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 松村雅生、委員 金井惠里可、委員 齋藤宙也

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
令和2年8月24日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和2年9月17日 (第261回第三部会) 令和2年9月23日 (第384回第二部会)	・諮問の報告
令和2年9月23日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和2年9月24日 (第341回第一部会)	・諮問の報告
令和4年6月2日 (第8回第四部会)	• 審議
令和4年7月14日 (第9回第四部会)	• 審議
令和4年8月12日 (第10回第四部会)	審議
令和4年9月1日 (第11回第四部会)	• 審議